

坂祝町監査委員告示第11号

行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和6年12月 4日

坂祝町監査委員 森田 安夫
同 渡邊 章

記

1. 監査の種別 行政監査
2. 実施場所・日 令和6年10月23日 学校給食センター
令和6年11月20日 坂祝幼稚園、坂祝小学校、
〃 坂祝中学校
3. 監査の対象 補助事業、修繕費、工事請負費等
 - ① 通帳（各種補助金関係等）
 - ② 補助金清算書
 - ③ 給食費清算書
 - ④ 扶助費関係

4. 監査の結果

各教育関係機関の補助金に係る使途の確認及び証拠書類等と通帳との突合を行った結果、適正に処理されていることを確認した。

また、各教育関係機関において、緊急性の修繕箇所が発生した場合は、子どもたちの安全を第一に考えて速やかに関係課（教育課・こども課）に申し出て改善するよう指示した。

(1) 幼稚園

幼稚園では、プール附近の法面に植樹された桜樹木が園内に倒木する危険があるため伐採した箇所を確認した。なお、この桜樹木以外にも園庭に大枝が折れ、落下する箇所も見受けられた。

園庭、ウサギ小屋及びシーソーの撤去場所を確認し安全管理が行われていることを確認した。

なお、昨年度に幼稚園から要望していた園舎裏側に防犯カメラを増設し安全対策を講じていただきたい。

(2) 小学校・中学校

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意報）または、雷注意報（警報）が発令された場合の下校方法に対するマニュアルの作成について、今夏の雷雨を踏まえて下校方法を改める等の対策をとっていることの説明があった。中学校の通学道路（東側からの通学路）の箇所でも大枝が通学路（歩道）にあり危険箇所があることの報告があり、帰路の途中に確認した。

今年度も中学校に対して理科室及び技術室での薬品・刃物等の管理方法について口頭で調査した結果、薬品の・受払、刃物の受払いは必ず行っていることの説明があり、適正に処理されていることを確認した。

両学校の建物内を視察し、昨年度及び今年度内に修繕・工事した箇所を確認した。

(3) 学校給食センター

本年度の給食費が給食センターの通帳に入金された状態であったので、至急町に納入するよう指示した。

また、調理器具及び施設が老朽化又は施設設計に不明瞭な部分もあるが、不具合が生じないように気を配り、給食を休食させないようお願いしたい。

全体として、小学生、中学生の通学路の安全、また、園児の園内での安全を確保願いたい。

資料

- ・令和5・6年度 補助金、郵便料、修繕料（10万円以上）、物品一覧表
- ・坂祝町補助金等の交付等に関する規則